相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市三谷町弥生三丁目六二番地、最後の住所北海道函館市陣川二丁目一一番一〇号　被相続人　亡　壁谷　良幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

愛知県豊橋市東松山町二五番地

相続財産管理人　松坂　良太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区東洞院通正面下る笹屋町二六八番地、最後の住所京都市東山区今熊野池田町三五番地　被相続人　亡　越野　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

京都市中京区新町通三条上ル町頭町一一二番地　菊三ビル

相続財産管理人　司法書士　山﨑　綾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市荒川二丁目二五番地、最後の住所大阪府東大阪市荒川二丁目二〇番二号　被相続人　亡　山本　又弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　阪井千鶴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市夫婦川町七番地、最後の住所大阪府東大阪市花園東町二丁目九番三号　被相続人　亡　米吉　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

大阪市中央区北浜三丁目六番一三号日土地淀屋橋ビル　弁護士法人淀屋橋・山上合同

相続財産管理人　弁護士　吉田　豪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府富田林市富田林町四五番地、最後の住所大阪府富田林市富田林町一五番一一号　被相続人　亡　對馬　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号

相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区下河原通四丁目一番地、最後の住所神戸市灘区下河原通四丁目五番一六号　被相続人　亡　綾野　繁壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階　中神戸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野上真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市大久保町谷八木七〇七番地一、最後の住所神戸市垂水区桃山台二丁目一八八番地の一七チュリス桃山台四〇六号　被相続人　亡　藤田　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

神戸市中央区多聞通四丁目一番三号ナカヤマビル二階

相続財産管理人　弁護士　浅葉　律子

平成二十八年十月十二日

大阪市中央区北浜三丁目六番一三号日土地淀屋橋ビル　弁護士法人淀屋橋・山上合同

相続財産管理人　弁護士　吉田　豪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府富田林市富田林町四五番地、最後の住所大阪府富田林市富田林町一五番一一号　被相続人　亡　對馬　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号

相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区下河原通四丁目一番地、最後の住所神戸市灘区下河原通四丁目五番一六号　被相続人　亡　綾野　繁壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階　中神戸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野上真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市大久保町谷八木七〇七番地一、最後の住所神戸市垂水区桃山台二丁目一八八番地の一七チュリス桃山台四〇六号　被相続人　亡　藤田　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

神戸市中央区多聞通四丁目一番三号ナカヤマビル二階

相続財産管理人　弁護士　浅葉　律子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市樽味四丁目三七四番地、最後の住所愛媛県松山市喜与町一丁目一〇番地一リブウェル喜与町六〇六号　被相続人　亡　仲西チエ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

愛媛県松山市古川南一丁目九番三〇号

相続財産管理人　水野　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予郡砥部町高尾田六四七番地一、最後の住所愛媛県松山市土橋町六四番地　被相続人　亡　西山　建一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

愛媛県松山市古川南一丁目九番三〇号

相続財産管理人　水野　敦子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年 10 月 12 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ミニミニ神奈川　②国土交通大臣(1)8434　③代表取締役　春川学　④東京都港区港南２丁目５番３号　廃止した従たる事務所　神奈川県川崎市多摩区登戸3398番１号三井生命登戸ビル２階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南２丁目５番３号　株式会社ミニミニ神奈川　代表取締役　春川学

①株式会社京都メンテナンス　②京都府知事(1)3052　③代表取締役　渡邊勝弘　④京都市北区小山上総町10番地８　⑤利付国庫債券1000万円　⑥京都府知事　⑦京都市北区小山上総町10番地８　株式会社京都メンテナンス　代表取締役　渡邊勝弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県沖縄市美里五丁目二一四三番地、最後の住所沖縄県沖縄市美里二丁目二七番二〇号生協美里ハウス　被相続人　亡　仲宗根茂信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十二日

沖縄県浦添市前田一丁目一七番六―四〇三号スカイコーラル前田

相続財産管理人　福原　淳

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十八年九月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十二日

東京都文京区湯島一丁目六番八号中央自動車ビル六階　東日本冷凍空調厚生年金基金

代表清算人　佐藤　清章